料金後納
郵　便

親　展

重　要

100-0013

千代田区
霞が関１丁目
テスト用住所１－１

か　ん　ぽ　　太　郎　　様

保険料払込証明書

保険料払込証明書は、生命保険料控除を受けるために必要となりますので、年末調整または確定申告のときまで大切に保管してください。

かんぽ生命
INSURANCE

東京都千代田区大手町二丁目3番1号
大手町プレイスウエストタワー

【還付先】
〒115-8799
日本郵便株式会社
赤羽郵便局留

W30000001
0000001#　　07133
001010　　00000003

② 矢印（左右）から、ゆっくりていねいに開封してください。
水にぬれているときは、乾燥させてから開封してください。 ①

保険料払込証明書

いつもご愛顧いただき誠にありがとうございます。
保険料払込証明書をお届けします。
ご不明な点がありましたら、かんぽコールセンターまたは下記もしくはお近くの郵便局までお気軽にお問い合わせください。

東京中央郵便局
（電話　０３－３２８４－９６２２）

スマホから　パソコンから

かんぽ生命　払込証明書

保険料控除申告書への転記方法や、
生命保険料控除の詳しい制度につきましては、
当社Webサイトをご参照ください。

２０２３年分　保険料払込証明書（新 生命保険料控除制度）

契約者
か　ん　ぽ　　太　郎　　様

保険証券記号番号	04 62 2051040	契約日	2015年11月 1日
保険種類	養老保険		
払込方法	月　払	契約者配当種別	自山引出配当
受取人	か　ん　ぽ　　花　子　様	保険料払込期間	
年金受取人生年月日		年金支払開始日	保険期間または年金支払期間 １５年

一般生命保険料 (A) 183, 600円	配当金（相当額）(B) ***円	一般証明額 (A)-(B) 183, 600円
介護医療保険料 (C) 28, 458円	配当金（相当額）(D) ***円	介護医療証明額 (C)-(D) 28, 458円
個人年金保険料 (E) ***円	配当金（相当額）(F) ***円	個人年金証明額 (E)-(F) ***円

２０２３年９月末現在の保険料の払込状況を上記のとおり証明いたします。
証明日　２０２３年１０月　１日

株式会社 かんぽ生命保険

12月末時点の払込保険料総額（払込中契約については予定額）は次のとおりです。

年間一般生命保険料(イ) 244, 800円	配当金（相当額）(ロ) 172, 866円	一般申告額(イ)-(ロ) 71, 934円
年間介護医療保険料(ハ) 37, 944円	配当金（相当額）(ニ) ***円	介護医療申告額(ハ)-(ニ) 37, 944円
年間個人年金保険料(ホ) ***円	配当金（相当額）(ヘ) ***円	個人年金申告額(ホ)-(ヘ) ***円

２０２３年分　保険料払込証明書（旧 生命保険料控除制度）

契約者
か　ん　ぽ　　太　郎　　様

保険証書記号番号	04 93 2128000	効力発生年月日	2005年 4月20日
保険種類	60歳支払開始据置終身年金保険		
払込方法	月　払	契約者配当種別	据置配当
受取人	か　ん　ぽ　　花　子　様	保険料払込期間	３５年
年金受取人生年月日 １９８０年　４月１０日		年金支払開始日 ２０４０年　４月２０日	保険期間または年金支払期間 終　身

一般生命保険料 (A) ***円	配当金（相当額）(B) ***円	一般証明額 (A)-(B) ***円
介護医療保険料 (C) ***円	配当金（相当額）(D) ***円	介護医療証明額 (C)-(D) ***円
個人年金保険料 (E) 294, 000円	配当金（相当額）(F) ***円	個人年金証明額 (E)-(F) 294, 000円

２０２３年９月末現在の保険料の払込状況を上記のとおり証明いたします。
証明日　２０２３年１０月　１日

独立行政法人
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
株式会社かんぽ生命保険（簡易生命保険管理業務受託者）

12月末時点の払込保険料総額（払込中契約については予定額）は次のとおりです。

年間一般生命保険料(イ) ***円	配当金（相当額）(ロ) ***円	一般申告額(イ)-(ロ) ***円
年間介護医療保険料(ハ) ***円	配当金（相当額）(ニ) ***円	介護医療申告額(ハ)-(ニ) ***円
年間個人年金保険料(ホ) 354, 000円	配当金（相当額）(ヘ) ***円	個人年金申告額(ホ)-(ヘ) 354, 000円

かんぽ生命からの保険料払込証明書は、今年から圧着ハガキ形式に変更しています。

※昨年までは封書形式でお送りしていたものです。

各種お取り扱い時における取引時確認について

●「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、各種お取り扱い時にご本人さまであることを確認させていただくため、下記①～③のいずれかの本人確認書類の原本をご提示いただくほか、お取引の目的およびご職業などを確認させていただきます。
①顔写真付証明書類（運転免許証、個人番号カードなど）1種類
②顔写真なし証明書類（健康保険被保険者証、国民年金手帳など）2種類
③顔写真なし証明書類1種類および現住所が記載された公共料金の領収証など

●代理人さまからのご請求の場合、ご本人さまと代理人さま両方の本人確認書類の原本をご提示いただきます。

保険料、保険証券（保険証書）などのお預りについて

保険料、保険証券（保険証書）などをお預りするときは、その証として「受付証」などの所定の用紙をお渡ししていますので、必ずご確認ください。なお、所定の用紙によらず名刺、メモなどでお預りすることはありません。ご不明な点などがありましたら、直接、下記のお問い合わせ窓口までご相談ください。

この郵便物を転送で受け取られたお客さまへ

お引っ越しの際には、保険契約の住所変更手続きが必要です。大切なご案内を確実にお届けするため、お早めにお手続きをお願いいたします。以下の3つの方法からお手続きが可能です。詳しくは、かんぽ生命Webサイトをご参照ください。

マイページ　郵便局　郵送

お問い合わせ窓口

かんぽコールセンター
0120 - 552 - 950（ここに きこう）
おかけ間違いのないようご注意ください。

平日 9:00～21:00
土日休日 9:00～17:00
（1月1日～3日を除きます）

郵便はがき

⚠申告にあたってのご注意事項

①申告の際は、本年中に払い込む12月分までの保険料の金額を申告してください。なお、来年1月以降に払い込む保険料については来年に繰り越して申告してください。
②契約者と保険料負担者が異なる場合には、実際に保険料をご負担されている方が生命保険料控除の申告をしてください。
③個別の税務取扱等については、税理士や所轄の税務署にご相談ください。
④本証明書の記載事項を訂正したり、控除申告以外の目的で使用した場合は無効です。

生命保険料控除の制度について

2012年1月1日から生命保険料控除制度が改正されたため、該当する生命保険料控除制度（旧・新）を表示しています。

保険契約の加入時期	適用する生命保険料控除制度
2011年12月31日以前	旧　制度
2012年　1月　1日以降	新　制度

※2011年12月31日以前に加入した保険契約でも契約形態により新制度が適用され、「新」と表示している場合があります。

よくあるご質問 Q&A

Q 実際の保険料と証明額が異なるのはなぜですか?

A. 新制度（上記参照）の場合、身体の傷害のみに基因して保険金等が支払われるものについての保険料は控除対象外となるため、保険料払込証明書には記載されません。

例｜災害特約、無配当傷害入院特約、無配当傷害医療特約

Q 保険料を前納しているのに「月払」と表示されているのはなぜですか?

A. 前もって払い込んだ保険料を月ごとに充当していくため、「月払」と表示しています。なお、払い込みいただいた前納期間は保険料払込証明書を毎年発行します。（年ごとに充当した保険料が、その年の生命保険料控除の対象となります。）

保険料払込証明書は電子版がオススメです

● ご契約者さま専用サイト「マイページ」または「マイナポータル連携サービス」から保険料払込証明書の電子版をご利用されると、一連の手続きが**もっとスムーズになります。**

● 郵送される紙版の到着を**待つ必要がありません。**

払込証明書　電子　検索
電子発行の詳しいお手続きは当社Webサイトをご参照ください。

入院・手術保険金の請求が
かんたんになりました！

診断書
診断書は必要ありません
領収書と診療明細書の提出で請求ができます
入院保険金のみの場合は、領収書だけで請求ができます

ご利用条件の詳細はこちらでご確認ください
※一部診断書が必要となる場合がございます
パソコンから　かんぽ生命　入院　検索　スマホから

広Ⅲ 01 202304 302